

問 合 せ 先	広島市社会福祉協議会の各区事務所 中区事務所（249-3114） 東区事務所（263-8443） 南区事務所（251-0525） 西区事務所（294-0104） 安佐南区事務所（831-5011） 安佐北区事務所（814-0811） 安芸区事務所（821-2501） 佐伯区事務所（921-3113） 広島市社会福祉協議会地域福祉推進課 （264-6404）
---------	---

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

趣 旨	被災によって必要となる生活費を貸し付けます。
貸 付 対 象	令和6年能登半島地震により災害救助法の適用となった地域および被災したため特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域に避難前の住所を有し、広島県に避難した世帯 ※ただし、次の要件を満たすこと ①当分の間（1か月程度以上）広島県に居住する予定であること ②継続的に連絡がとれること
貸 付 限 度 額	10万円 ※ただし、次に該当する場合は20万円 ①世帯員に死亡者がいるとき。 ②世帯員に要介護者がいるとき。 ③世帯員が4人以上いるとき。 ④前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に広島県社会福祉協議会長が認めるとき。
据 置 期 間	貸付けの日から1年以内
償 還 期 限	据置期間経過後2年以内
貸 付 利 子	無利子
相談・申請窓口	お住まいの区の広島市社会福祉協議会の各区事務所
貸 付 決 定	貸付けには審査があり、決定まで一定期間を要します。

受付開始：令和6年1月25日（木）